

環 政 第 1076 号  
令和 4 年 12 月 22 日

沖縄県知事 殿

沖縄県知事  
(公印省略)

儀間川総合開発事業に係る事後調査報告書について（通知）

令和 4 年 10 月 4 日付け南土第 1805 号で送付されたみだしの事後調査報告書について、特に意見はありません。

なお、本事業に係る事後調査は終了するとしているが、環境影響評価書に記載した環境保全措置をはじめ、事後調査報告書に記載した環境保全措置について、沖縄県環境影響評価条例第 33 条及び第 40 条に基づき、環境の保全についての適正な配慮を継続するようお願いします。特に、設置した魚道については、機能維持の監視を行い、必要に応じて対策を講じるようお願いします。